

## 議案第12号

### 財産の取得及び債務の免除について

次のとおり財産を取得し及び債務を免除することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び第10号の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

#### 1 財産の取得

##### (1) 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	米子市彦名新田1番ほか36筆	115,301平方メートル
	境港市中海干拓地11番ほか44筆	133,155平方メートル

##### (2) 取得予定価格

157,910,000円

#### 2 債務の免除

##### (1) 債務免除の内容

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下、「機構」という。）に対して県が貸し付けている中海干拓農地売渡促進支援事業貸付金（以下、「貸付金」という。）について、機構が所有する中海干拓農地（以下、「干拓農地」という。）の簿価計上額と、県が機構から当該農地を取得する金額との差額の一部に係る債務を

免除するものである。

(2) 債務免除する金額

貸付金額の一部の 391,105,821 円

3 相 手 方

鳥取市東町一丁目 271 番地

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

4 理 由

国営中海土地改良事業は、昭和 38 年度の事業着手から半世紀を経て平成 25 年度に事業完了という節目の時期を迎える。

当該事業で造成した干拓農地 214 ha は、現在 189.2 ha (88.4%) まで売渡しが完了しているが、売渡価格が近傍農地の実勢価格と乖離していることや現下の厳しい農業情勢により、平成 18 年度以降は売渡実績がない状況にある。

今後、干拓農地の実勢価格での売渡しを可能にするとともに、県が主体的に生産振興、担い手確保、農地流動化などの施策を総合的に実施し、干拓地の営農の振興を図るため、機構から干拓農地を取得する。

これに伴い、機構は簿価計上額 559,425,821 円と売渡予定金額 157,910,000 円との差額 401,515,821 円の損失を被ることとなる。この損失発生の原因是、干拓農地に係る事業を完了させることにより、事業継続による新たな利息の発生を抑止するとともに干拓農地取得農家の低利融資の借入を可能にするなど、県及び農家の負担を大きく軽減させることを目的として、県の政策により機構（旧財団法人鳥取県農業開発公社）が干拓農地を取得したことによる。これに鑑み、貸付金のうち、391,105,821 円の弁済を免除するものである。